

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関するQ & A（高知県）

（令和8年3月版）

Q 1	前年度にマニフェストを交付することはありませんでしたが、「実績なし」と記入した報告書の提出は必要ですか？
A 1	前年度にマニフェストの交付実績がなければ報告書の提出は不要です。

Q 2	報告書にマニフェストのコピーを添付する必要はありますか？
A 2	マニフェストのコピーの添付は不要です。

Q 3	電子マニフェストを使用した実績についても報告する必要がありますか？
A 3	電子マニフェストを使用した実績の報告は不要です。 紙マニフェストの交付実績について報告をお願いします。

Q 4	報告書に記入する「年度」はいつの年度を記入すればよいですか？
A 4	報告書に記入する「年度」は提出する年度の前年度になります。 例えば、令和8年4月1日から6月30日までに提出する報告書の場合、記入する年度は「令和7年度」になります。

Q 5	報告書への代表者印等の押印は必要ですか？
A 5	押印は不要です。

Q 6	前年度（マニフェストを交付した年度）から名称（社名）が変更されましたが、報告書中にある報告者の氏名欄と事業場の名称欄に記載する名称は、前年度と今年度のどちらの名称を記入すればよいでしょうか？
A 6	報告者の欄は現在の名称を記入し、事業場の名称の欄には「(旧)」の文字を付したうえで前年度の名称を記入してください。  (例) 報告者の氏名 : ☆☆株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 事業場の名称 : <u> (旧) </u> ○○(株) △△営業所

Q 7	県内に複数の事業場（支店、営業所等）が所在していますが、全ての事業場での交付実績を本社の報告書にまとめて報告することは可能ですか？
A 7	報告書の提出は本社でまとめて提出することはできますが、報告書そのものは事業場ごとに作成してください。 なお、工事現場など所在が一定しない、又は短期間のみ設置される事業場が複数ある場合においては、これらの事業場に関する交付実績を1つの報告書にまとめて報告することができます。

Q 8	一時的に設置された複数の工事現場での排出実績を報告する場合、「事業場の名称」はどのように記入すればよいですか？
A 8	一時的に設置された複数の工事現場の実績については、1つにまとめて報告することができます。記入に当たっては、以下のように事業場名称及び所在地の欄に「他」を追記いただきますようお願いいたします。なお、法人の営業所や支店など固定された事業場での排出実績の報告書を1つにまとめることはできませんのでご注意ください。  (例) 事業場の名称 : ○○様邸解体工事 他 事業場の所在地 : ○○市○○町○○番地 他

Q 9	複数の工事現場における排出実績をまとめて報告する際に、高知市内の工事現場の実績を含めることは可能ですか？
A 9	高知市内の工事現場を除いた排出実績を報告してください。 なお、高知市内の工事現場や事業場に関する報告は、高知市廃棄物対策課へ提出してください。（報告書の宛名が「高知市長」となりますのでご注意ください。）

Q10	集計元となったマニフェストでは、ある産業廃棄物の排出量の単位が「m <sup>3</sup> （立方メートル）」となっておりましたが、「m <sup>3</sup> 」のまま報告することは可能ですか？
A10	「t（トン）」に換算して報告してください。 換算に使用する係数は高知県ホームページに掲載している「産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」をご確認ください。  (参考) 1立方メートル=1,000リットル、1t（トン）=1,000kg（キログラム）  例えば、汚泥を「3.0 m <sup>3</sup> 」排出した場合、汚泥の換算係数（1.10 (t/m <sup>3</sup> )) を用いるとその計算は 3.0×1.10 = 3.3 t（トン）になります。

Q11	排出量は小数点何桁まで記入すればよいですか？
A11	小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁(0.001t(1kg))まで記入してください。 なお、0.0004t以下の排出量となった産業廃棄物の排出量については、「<0.001」と記入してください。

Q12	複数の種類の産業廃棄物が一体不可分となったもの(混合廃棄物)を処分しましたが、マニフェストに記載している単位がt(t)以外の単位(m <sup>3</sup> 、個、台など)になっていました。 このような場合、排出量についてどのように記入すればよいでしょうか？
A12	高知県ホームページに掲載している「産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)」に記載がある混合廃棄物(建設混合廃棄物、廃電気機械器具)に該当する場合、該当する換算係数を用いて算出してください。(Q10を参照)  その他、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストシステムの処理で用いている「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」に記載されている換算係数を用いることも可能です。 (日本産業廃棄物処理センターのホームページURL) <a href="https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/">https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/</a>  上記の換算係数の表に記載がない混合廃棄物について重量を算出することが困難であれば、以下の例のとおり当該廃棄物を構成する産業廃棄物の種類の概ねの構成比率を推測のうえ、各産業廃棄物の種類ごとの排出量(t)を算出してください。

Q13	運搬先の住所とは、処分業者の本社所在地を記入するのでしょうか？
A13	実際に廃棄物を搬入した処分施設の所在地を記入してください。所在地については契約書や許可証を参考にしてください。 例えば、高知市内に本社がある処分業者であっても、廃棄物を持ち込んだ処分施設が南国市にあるならば南国市内の処分施設の所在地を記入します。

Q14	運搬先の住所と処分場所の住所が同じである場合、処分場所の住所の記入は省略できますか？
A14	この場合、処分場所の住所の記入は省略できます。

Q15	運搬先住所（処分場所住所）とは「中間処理業者の処理施設所在地」と「最終処分場の所在地」のどちらを記入するのでしょうか？
A15	当該産業廃棄物を処分するために契約した処分業者の処理施設がある所在地を記入してください。（産業廃棄物を一番最初に持ち込んだ処理施設を記入します。）  例えば、がれき類について破碎（中間処理）することとして処分業者と契約し、がれき類を破碎処理した場合は中間処理業者の処分施設所在地を記入します。 がれき類について中間処理を経ることなく、直接埋立てすることとして最終処分業者と契約した場合、最終処分場の所在地を記入します。

Q16	区間委託（積替え保管）を経て廃棄物を処分しましたが、区間委託（積替え保管）の記入はどのように記入したらよいのでしょうか？
A16	記載例に区間委託の書き方の例を掲載していますので、そちらをご確認ください。

Q17	報告書を提出しましたが、その後、当該報告内容に誤りがあったことに気づきました。この場合、報告書の修正は可能でしょうか？
A17	誤りに気づいた時点で速やかに修正後の報告書を提出してください。 なお、報告書の余白に「修正後」などと記入し、修正したものであることが分かるようにしてください。 また、修正後の報告書を提出する日を記入してください。

Q18	令和8年3月にマニフェストを交付しましたが、令和8年4月時点でマニフェストのE票が手元に返ってきていません。この場合、当該廃棄物に関する報告は令和9年4月以降に行うのでしょうか？
A18	E票が手元に返ってきていない場合においても、当該マニフェストを令和8年3月までに交付している場合、当該廃棄物に関する報告は令和8年4月から6月の間に行ってください。